

新 旧 対 照 表

旧	新
目 次	目 次
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	第2章 用地調査等業務の基本的処理方法
第1節 用地調査等業務の実施手続	第1節 用地調査等業務の実施手続
第35条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 <u>16</u>	第35条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 <u>17</u>
第3章 用地調査等業務の基本的処理方法	第3章 用地調査等業務の基本的処理方法
第1節 調査	第1節 調査
第46条 権利者の確認調査 <u>19</u>	第46条 権利者の確認調査 <u>20</u>
第7章 営業その他の調査	第7章 営業その他の調査
第1節 調査	第1節 調査
第107条 営業その他の調査 32	第107条 営業その他の調査 32
第108条 営業に関する調査 32	第108条 営業に関する調査 32
第109条 居住者等に関する調査 <u>33</u>	第109条 居住者等に関する調査 <u>32</u>
第110条 動産に関する調査 33	第110条 動産に関する調査 33
第3節 算定	第3節 算定
第112条 補償額の算定 <u>34</u>	第112条 補償額の算定 <u>33</u>
第8章 消費税等調査	第8章 消費税等調査
第113条 消費税等に関する調査等 <u>34</u>	第113条 消費税等に関する調査等 <u>33</u>
第114条 調査 <u>34</u>	第114条 調査 <u>33</u>
第115条 補償の要否の判定等 <u>35</u>	第115条 補償の要否の判定等 <u>34</u>
第9章 予備調査	第9章 予備調査
第1節 調査	第1節 調査
第116条 予備調査 <u>35</u>	第116条 予備調査 <u>34</u>
第117条 企業内容等の調査 <u>35</u>	第117条 企業内容等の調査 <u>34</u>
第118条 敷地使用実態の調査 <u>36</u>	第118条 敷地使用実態の調査 <u>35</u>
第119条 建物調査 <u>36</u>	第119条 建物調査 <u>35</u>
第120条 機械設備等調査 <u>36</u>	第120条 機械設備等調査 <u>35</u>
第2節 調査書等の作成	第2節 調査書等の作成
第121条 企業概要書 <u>37</u>	第121条 企業概要書 <u>36</u>
第122条 配置図 <u>37</u>	第122条 配置図 <u>36</u>

第 123 条 建物、機械設備等の図面作成	37	第 123 条 建物、機械設備等の図面作成	36
第 124 条 移転計画案の作成	37	第 124 条 移転計画案の作成	36
第 3 節 算 定		第 3 節 算 定	
第 125 条 補償概算額の算定	38	第 125 条 補償概算額の算定	37
第 10 章 移転工法案の検討		第 10 章 移転工法案の検討	
第 1 節 調 査		第 1 節 調 査	
第 126 条 移転工法案の検討	38	第 126 条 移転工法案の検討	37
第 127 条 企業内容等の調査	38	第 127 条 企業内容等の調査	37
第 128 条 敷地使用実態の調査	38	第 128 条 敷地使用実態の調査	37
第 2 節 調査書等の作成		第 2 節 調査書等の作成	
第 129 条 企業概要書	39	第 129 条 企業概要書	38
第 130 条 移転工法案の作成	39	第 130 条 移転工法案の作成	38
第 131 条 補償額の比較	40	第 131 条 補償額の比較	39
第 11 章 再算定業務		第 11 章 再算定業務	
第 132 条 再算定業務	40	第 132 条 再算定業務	39
第 133 条 再算定の方法	40	第 133 条 再算定の方法	39
第 12 章 補償説明		第 12 章 補償説明	
第 134 条 補償説明	40	第 134 条 補償説明	39
第 135 条 概況ヒアリング等	40	第 135 条 概況ヒアリング等	39
第 136 条 説明資料の作成等	40	第 136 条 説明資料の作成等	40
第 137 条 権利者に対する説明	41	第 137 条 権利者に対する説明	40
第 138 条 記録簿の作成	41	第 138 条 記録簿の作成	40
第 139 条 説明後の措置	41	第 139 条 説明後の措置	40
第 13 章 地盤変動影響調査等		第 13 章 地盤変動影響調査等	
第 1 節 調 査		第 1 節 調 査	
第 140 条 地盤変動影響調査	41	第 140 条 地盤変動影響調査	40
第 141 条 調査	41	第 141 条 調査	40
<u>第 141 条の 2 水準測量 (新設)</u>		<u>第 141 条の 2 水準測量</u>	41
第 142 条 費用負担の要否の検討	41	第 142 条 費用負担の要否の検討	41
第 2 節 算 定		第 2 節 算 定	
第 143 条 費用負担額の算定	42	第 143 条 費用負担額の算定	41
第 3 節 費用負担の説明		第 3 節 費用負担の説明	
第 144 条 費用負担の説明	42	第 144 条 費用負担の説明	41
第 145 条 概況ヒアリング等	42	第 145 条 概況ヒアリング等	41

第 146 条 説明資料の作成等	42
第 147 条 権利者に対する説明	42
第 148 条 記録簿の作成	42
第 149 条 説明後の措置	42
第 14 章 事業認定申請図書等の作成	
第 150 条 事業認定申請図書等の作成	43
第 151 条 事業認定申請図書の作成	43
第 152 条 事業計画の説明	43
第 153 条 現地踏査	43
第 154 条 起業地の範囲の検討	43
第 155 条 事業認定申請図書の作成方法	43
第 156 条 相談用資料の作成方法	44
第 157 条 相談用資料の添付図面の作成方法	44
第 158 条 申請図書の作成	44
第 159 条 裁決申請図書の作成	44
第 160 条 現地踏査	44
第 161 条 裁決申請図書の作成方法	44
第 162 条 明渡裁決申立図書の作成	45
第 163 条 現地踏査	45
第 164 条 明渡裁決申立図書の作成方法	45
第 15 章 管理担当課への引継図書の作成	
第 165 条 公図等の転写	45
第 166 条 公図等転写連続図作成	45
第 167 条 土地の登記記録調査	45
第 168 条 実測平面図等の整理	46
第 169 条 土地買取調書の作成	46
第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等	
第 170 条 土地調書等の作成	46
第 17 章 写真台帳の作成	
第 171 条 写真台帳の作成	46
成果物一覧表	48
様式第 1 号～第 23 号	53
別記 1 不動産調査報告書記載要領	

第 146 条 説明資料の作成等	41
第 147 条 権利者に対する説明	42
第 148 条 記録簿の作成	42
第 149 条 説明後の措置	42
第 14 章 事業認定申請図書等の作成	
第 150 条 事業認定申請図書等の作成	42
第 151 条 事業認定申請図書の作成	42
第 152 条 事業計画の説明	43
第 153 条 現地踏査	43
第 154 条 起業地の範囲の検討	43
第 155 条 事業認定申請図書の作成方法	43
第 156 条 相談用資料の作成方法	43
第 157 条 相談用資料の添付図面の作成方法	43
第 158 条 申請図書の作成	44
第 159 条 裁決申請図書の作成	44
第 160 条 現地踏査	44
第 161 条 裁決申請図書の作成方法	44
第 162 条 明渡裁決申立図書の作成	44
第 163 条 現地踏査	44
第 164 条 明渡裁決申立図書の作成方法	44
第 15 章 管理担当課への引継図書の作成	
第 165 条 公図等の転写	45
第 166 条 公図等転写連続図作成	45
第 167 条 土地の登記記録調査	45
第 168 条 実測平面図等の整理	45
第 169 条 土地買取調書の作成	45
第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等	
第 170 条 土地調書等の作成	45
第 17 章 写真台帳の作成	
第 171 条 写真台帳の作成	46
成果物一覧表	47
様式第 1 号～第 22 号	53
別記 1 不動産調査報告書記載要領	

別記2 土地評価業務処理要領

別記3 (欠番)

別記4 営業補償算定要領

別記5 事業認定申請図書作成要領

別記6 業務従事者資格一覧表

第1章 総則

(中略)

(主任技術者)

第6条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、約款第10条第1項に基づき、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は、用地調査等業務の履行に関し、次の要件を満たす者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

(1) 用地測量業務にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第48条に定める測量士の資格を有する者

(2) 用地調査業務にあつては、補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、土地改良補償士(公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規定第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者、土地改良補償業務管理者(公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規定第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者(用地調査業務の主たる業務に関し7年以上の実務経験を有する者等)

3 主任技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が業務委託の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第25条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。

4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

5 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

別記2 土地評価業務処理要領

別記3 (欠番)

別記4 (欠番)

別記5 事業認定申請図書作成要領

別記6 業務従事者資格一覧表

第1章 総則

(中略)

(主任技術者)

第6条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、約款第10条第1項に基づき、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は、用地調査等業務の履行に関し、次の要件を満たす者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

(1) 用地測量業務にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第48条に定める測量士の資格を有する者

(2) 用地調査業務にあつては、補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、土地改良補償士(公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規定第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者、土地改良補償業務管理者(公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規定第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者(用地調査業務の主たる業務に関し7年以上の実務経験を有する者等)

3 主任技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が業務委託の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第25条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格・氏名の記載を行うものとする。

4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

5 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第7条 発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 3 照査技術者は、発注者が「主任技術者」と同等の知識及び能力を有すると認められた者でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、第5条第1項の業務代理人又は第6条第1項の主任技術者を兼ねることができない。
- 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第18号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

（打合せ等）

第14条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第22号）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第7条 発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 3 照査技術者は、発注者が「主任技術者」と同等の知識及び能力を有すると認められた者でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、第5条第1項の業務代理人又は第6条第1項の主任技術者を兼ねることができない。
- 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第17号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

（打合せ等）

第14条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第21号）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(監督員の指示等)

第17条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票 ([様式第19号](#)) (以下「指示票」という。)により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書 ([様式第20号](#)) により行うものとする。

5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書 ([様式第21号](#)) により行うものとする。

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第62条 用地実測図等の作成に当たっては、静岡県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

ア 土地の測量に従事した者の[記名押印](#)

イ 道路名及び水路名

ウ 建物及び工作物

(2) 用地平面図は、用地実測図から監督員が指示する事項を記入する。

(3) 確定図は、用地実測図から基準点、補助基準点、中心杭、用地幅杭、筆界点等の連番、方向角、辺長、座標値等の確定した数値を記入するものとする。

(4) 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(5) 用地実測図から確定した用地幅杭線、筆界線等と計画平面図を重ねた図面(「重ね図」という。)を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(生産設備)

第77条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、[平板測量等](#)を行う。

(2) 種類(使用目的)

(3) 規模(形状及び寸法)、材質及び数量

(監督員の指示等)

第17条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票 ([様式第18号](#)) (以下「指示票」という。)により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書 ([様式第19号](#)) により行うものとする。

5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書 ([様式第20号](#)) により行うものとする。

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第62条 用地実測図等の作成に当たっては、静岡県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

ア 土地の測量に従事した者の[記名](#)

イ 道路名及び水路名

ウ 建物及び工作物

(2) 用地平面図は、用地実測図から監督員が指示する事項を記入する。

(3) 確定図は、用地実測図から基準点、補助基準点、中心杭、用地幅杭、筆界点等の連番、方向角、辺長、座標値等の確定した数値を記入するものとする。

(4) 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(5) 用地実測図から確定した用地幅杭線、筆界線等と計画平面図を重ねた図面(「重ね図」という。)を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(生産設備)

第77条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、[現況測量等](#)を行う。

(2) 種類(使用目的)

(3) 規模(形状及び寸法)、材質及び数量

- (4) 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- (5) ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- (6) 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- (7) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (8) 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(庭園)

第79条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量等により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- (3) 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- (4) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (5) 庭園の概要が把握できる写真の撮影

第82条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号国土交通省土地・建設産業局地価調査課長通知。）により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第107条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第108条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 営業主体に関するもの

ア 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日

イ 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日

ウ 資本金の額

エ 法人の組織（支店等及び子会社）

オ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金

カ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

(2) 業務内容に関するもの

ア 業種

- (4) 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- (5) ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- (6) 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- (7) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (8) 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(庭園)

第79条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- (3) 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- (4) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (5) 庭園の概要が把握できる写真の撮影

第82条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、石綿調査算定要領（令和4年3月16日付け農整第384号農地整備課長通知（以下「石綿要領」という。））により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第107条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第108条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和4年3月16日付け農整第384号農地整備課長通知（以下「営業要領」という。））により行うもの。）とする。

- イ 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- ウ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- エ 品目等別の売上構成
- オ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

(3) 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

ア 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写であって、税務署受付印のあるもの

イ 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写

ウ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年。

エ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年

(ア) 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

(イ) 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

(4) その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

(1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

(2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

(3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

4 前3項の調査に当たっては、別記4営業調査算定要領により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第111条 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第112条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第111条 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（様式第11号の1、様式第11号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第112条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。

作物の移転料の算定が当該業務委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(補償の要否の判定等)

第115条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」(令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知)別添-5参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第13号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第121条 企業内容等の調査書は、第117条の調査結果を基に企業概要書(様式第14号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第124条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第117条から第120条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- (2) 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表

る。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定が当該業務委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(補償の要否の判定等)

第115条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」(令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知)別添-5参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第12号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第121条 企業内容等の調査書は、第117条の調査結果を基に企業概要書(様式第13号の1)を用いて、作成するものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転計画案の作成)

第124条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第117条から第120条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- (2) 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画

- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式第14号の2）
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式第14号の3）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
- (2) 面積比較表（様式第10号の4）
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（敷地使用実態の調査）

第128条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第118条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等

ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

イ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

ア 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

イ 第114条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

ウ 第105条第2号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

(6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）

(6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式第13号の2）

(7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式第13号の3）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
- (2) 面積比較表（様式第10号の4）
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（敷地使用実態の調査）

第128条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第118条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

(2) 用途地域等の公法上の規制

(3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

(4) 敷地内の使用状況等

ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

イ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

ア 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

イ 第114条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

ウ 営業要領第2条第1項第1号イの移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

(6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第129条 企業内容等の調査書は、第127条の調査結果を基に企業概要書（[様式第14号の1](#)）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

（移転工法案の作成）

第130条 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第127条及び第128条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）変更計画
- (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（[様式第14号の2](#)）
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第14号の3](#)）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
- (2) 面積比較表（様式第10号の4）
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

第12章 補償説明

（記録簿の作成）

第138条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（[様式第15号](#)）に記載するものとする。

第13章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

第129条 企業内容等の調査書は、第127条の調査結果を基に企業概要書（[様式第13号の1](#)）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

（移転工法案の作成）

第130条 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第127条及び第128条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）変更計画
- (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（[様式第13号の2](#)）
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第13号の3](#)）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
- (2) 面積比較表（様式第10号の4）
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

第12章 補償説明

（記録簿の作成）

第138条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（[様式第14号](#)）に記載するものとする。

第13章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

（水準調査）

第141条の2 (新 設)

第3節 費用負担の説明

(記録簿の作成)

第148条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 (様式第15号) に記載するものとする。

第15章 管理担当課への引継図書の作成

(土地買取調書の作成)

第169条 受注者は、第164条により調査した事項を、土地買取調書 (様式第23号) に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第170条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書 (様式第16号) 及び物件調書 (様式第17号) を作成するものとする。

第17章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第171条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

第141条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては往復観測するものとする。

- (1) 観測手簿
- (2) 計算簿
- (3) 点の記
- (4) その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

第3節 費用負担の説明

(記録簿の作成)

第148条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 (様式第14号) に記載するものとする。

第15章 管理担当課への引継図書の作成

(土地買取調書の作成)

第169条 受注者は、第164条により調査した事項を、土地買取調書 (様式第22号) に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第170条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書 (様式第15号) 及び物件調書 (様式第16号) を作成するものとする。

第17章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第171条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収用状況等が容易にわかるものとする。
 - (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - (6) 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の**記名押印**をするものとする。

様式第1号（第17条関係）

貸与品等引渡通知書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監督員氏名 ） 印

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

- (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収用状況等が容易にわかるものとする。
 - (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - (6) 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の**氏名の記載**をするものとする。

様式第1号（第17条関係）

貸与品等引渡通知書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監督員氏名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第2号(第17条関係)

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者



下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量	備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第2号(第17条関係)

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量	備 考	

			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第3号(第17条関係)

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者



下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名		契約年月日	年 月 日
		数 量	

			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第3号(第17条関係)

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名		契約年月日	年 月 日
		数 量	

品目	規格	単位	貸与等数量	使用数量	残数量	備考
主任監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					物品管理簿登記
	年 月 日 職名 氏名					年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第4号(第17条関係)

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者



下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

品目	規格	単位	貸与等数量	使用数量	残数量	備考
主任監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					物品管理簿登記
	年 月 日 職名 氏名					年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第4号(第17条関係)

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第5号(第19条関係)

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者



障 害 物 伐 除 報 告 書

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第5号(第19条関係)

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約のため、障害物を伐除したので用地調査
等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

年 月 日契約のため、障害物を伐除したので用地調査
等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第 11 号の 1 (第 105 条、第 108 条関係)

営業調査総括表 (1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	電話 ()
営業種目			開業年月日	資本金	
所属 (組合・団体)名			従業員数	売場面積等	
移転 対象地	営業所名		所在地		
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数	

削除

本店の関連度(組織図)										
	資料出所先	年別	年	年	年	主な販売製造品目	主な在入れ先	主な販売先	売上構成	
	税務署	円	円	円	主な販売製造品目	(軒)	(軒)	品目	構成比 (%)	
	税務事務所									
市町村										
所得申告額	年別	年	年	年	摘要					
	項目									
	総売上高		円		円		円			
	期末棚卸高									
	当期製造原価									
	当期仕入額									
	期首棚卸高									
	売買差益									
	営業費									
差引所得額										
売上高の概略調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)				平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)				1人1か月(又は1日)平均売上高 (円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)				1か月平均 (m ²) 当たり売上高 (円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)				1か月(又は1日)平均客数 (人) 料金等 (円)					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第11号の2(第105条、第108条関係)

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況	売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動	売上の多い時期 (月~ 月) 売上の少ない時期(月~ 月)				

削除

営業費明細			営業用固定経費明細								
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要						
給料・手当	円		公租公課	円							
荷造・運賃			基本料金								
消耗品費			減価償却費								
水道光熱費			維持管理費								
宣伝広告費			法定福利費								
通信・交通費			宣伝広告費								
接待交際費			諸組合費								
福利厚生費											
修繕費											
公租公課											
その他			その他								
計			計								
固定資産			流動資産								
現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額	現在価格の総額		売却価格の総額						
円		円	円		円						
主な取引金融総額											
労働協約等の内容											
						労働協約 あり・なし					
						就業規則 あり・なし					
						雇用契約 あり・なし					
その他											
立地条件等											
立地条件											
地域的特性											
その他											

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第11号の3 (第105条、第108条関係)

従業員調査表

従業員氏名	性別	年齢	職種	1箇月の平均賃金	摘要

削除

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第11号の4（第105条、第108条関係）

仕入先調査表

仕入先名称	所在地	品名	金額

削除

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第12号の1 (第108条関係)

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査 年月日		整理 番号	
建物所在地							
建物所有者 住所							
建物所有者 氏名又は名称		法人を代表する者 の氏名及び住所		電話 番号		局 番 (呼)	
土地の所有者 住所・氏名							
建物取得年月日 (不明の時 は推定)	年 月 日	建物の 取得方法		居住年月日 (不明の時 は推定)	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家 貸間の別	貸主	借家 借間人氏名	家賃	貸家 貸間面積	権利金 敷金	契約 年月日	契約書 の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の 有無	有・無	存続 期間	終身・年	権利の 始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者 の氏名		配偶者居住権者 の住所					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第11号の1 (第108条関係)

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査 年月日		整理 番号	
建物所在地							
建物所有者 住所							
建物所有者 氏名又は名称		法人を代表する者 の氏名及び住所		電話 番号		局 番 (呼)	
土地の所有者 住所・氏名							
建物取得年月日 (不明の時 は推定)	年 月 日	建物の 取得方法		居住年月日 (不明の時 は推定)	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家 貸間の別	貸主	借家 借間人氏名	家賃	貸家 貸間面積	権利金 敷金	契約 年月日	契約書 の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の 有無	有・無	存続 期間	終身・年	権利の 始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者 の氏名		配偶者居住権者 の住所					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第12号の2 (第108条関係)

居住者調査表

(借家・借間)					調査者	調査 年月日	整理 番号
住所							
氏名 又は名称					電話 番号	局 番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は 法人を代表 する者		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
家主氏名		家賃	円	権利金 敷金			
借家面積		借間面積	m ²	住居 面積			
借家・借間 契約年月日	年月日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無			
使用状況	入居日 年月日	入居 期間	年				
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第11号の2 (第108条関係)

居住者調査表

(借家・借間)					調査者	調査 年月日	整理 番号
住所							
氏名 又は名称					電話 番号	局 番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は 法人を代表 する者		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
家主氏名		家賃	円	権利金 敷金			
借家面積		借間面積	m ²	住居 面積			
借家・借間 契約年月日	年月日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無			
使用状況	入居日 年月日	入居 期間	年				
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第13号 (第112条関係)

消費税等調査表

(1/2)		調査者	印	年月日
都道 郡 町		府県 市 区 村 大字		
調査対象者	住所	都道 郡 町	府県 市 村 大字	
	氏名又は法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

様式第12号 (第112条関係)

消費税等調査表

(1/2)		調査者	年月日
都道 郡 町		府県 市 区 村 大字	
調査対象者	住所	都道 郡 町	府県 市 村 大字
	氏名又は法人・代表者名		
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分	
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産	
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日		
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料		

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

(2/2)

本 則 課 税	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無		
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産 である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共 用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）		
本 則 課 税	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円		
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円		
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む）	円		
事 業 者 関 係	補償用課税売 上割合の算出 ①/(②+③)	①	円	=	%
		②	円+③	円	
事 業 者 関 係	補償用課税売 上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）		
		補償用課税売 上割合の額	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である	
事 業 者 関 係	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
		個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）	
事 業 者 関 係	個別対応方式 の共用資産	一部 補 償	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0.）＝		
			一括比例配分 方式	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0.）＝	

(2/2)

本 則 課 税	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無		
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産 である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共 用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）		
本 則 課 税	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円		
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円		
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む）	円		
事 業 者 関 係	補償用課税売 上割合の算出 ①/(②+③)	①	円	=	%
		②	円+③	円	
事 業 者 関 係	補償用課税売 上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）		
		補償用課税売 上割合の額	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である	
事 業 者 関 係	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
		個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）	
事 業 者 関 係	個別対応方式 の共用資産	一部 補 償	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0.）＝		
			一括比例配分 方式	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0.）＝	

様式第 14 号の 1 (第 118 条、第 126 条関係)

企業概要書

所在地						組 織 図
名称及び代表者名						
業種						
製造、加工販売等品目						
原材料、製品及び商品の種類						
主な仕入先販売先						
移転工法検討上留意すべき事項						製品等の製造工程流れ図
敷地面積 (A)	m ²	事業用地面積 (B)	m ²	(B)/(A)	%	
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他		
特記事項						

様式第 14 号の 2 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

様式第 13 号の 1 (第 118 条、第 126 条関係)

企業概要書

所在地						組 織 図
名称及び代表者名						
業種						
製造、加工販売等品目						
原材料、製品及び商品の種類						
主な仕入先販売先						
移転工法検討上留意すべき事項						製品等の製造工程流れ図
敷地面積 (A)	m ²	事業用地面積 (B)	m ²	(B)/(A)	%	
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他		
特記事項						

様式第 13 号の 2 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

様式第 14 号の 3 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等)の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

様式第 15 号 (第 135 条関係)

補償説明記録簿

説明場所							
説明年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						

様式第 13 号の 3 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等)の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

様式第 14 号 (第 135 条関係)

補償説明記録簿

説明場所							
説明年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						

説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

様式第 16 号 (第 168 条関係)

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者

様式第 15 号 (第 168 条関係)

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

受注者 印
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所 印
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所 印
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

様式第 17 号 (第 168 条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する
とおりの調書を作成する。
取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の 使用

受注者 印
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所 印
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所 印
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

様式第 16 号 (第 168 条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する
とおりの調書を作成する。
取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の 使用

年 月 日

受注者 印
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所 印
氏名又は名称

年 月 日 関係人 住所 印
氏名又は名称

記

郡 町
地内
市 区
県

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

様式第 18 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

年 月 日

受注者 印
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所 印
氏名又は名称

年 月 日 関係人 住所 印
氏名又は名称

記

郡 町
地内
市 区
県

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

様式第 17 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

受注者 住 所
称号又は氏名
代表者氏名

印
印

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙
担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

受注者 住 所
称号又は氏名
代表者氏名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙
担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職歴
〔以下列記〕

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

印

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

様式第 19 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票

年 月 日

業務の名称

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職歴
〔以下列記〕

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

様式第 18 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票

年 月 日

業務の名称

指 示 事 項	添付図面	葉		
			総括監督員	印
			主任監督員	印
			監督員	印
上記事項について指示します。				
上記指示について承諾しました。 年 月 日		業務代理人		印
		主任技術者		印
		担当技術者		印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第20号 (第16条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書

年 月 日

指 示 事 項	添付図面	葉		
			総括監督員	
			主任監督員	
			監督員	
上記事項について指示します。				
上記指示について承諾しました。 年 月 日		業務代理人		
		主任技術者		
		担当技術者		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第19号 (第16条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書

年 月 日

業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面 葉		
		主任技術者	印
		担当技術者	印
		上記事項について承諾願います。	
上記指示について承諾しました。 年 月 日	総括監督員	印	
	主任監督員	印	
	監督員	印	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面 葉		
		主任技術者	
		担当技術者	
		上記事項について承諾願います。	
上記指示について承諾しました。 年 月 日	総括監督員		
	主任監督員		
	監督員		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第 21 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。 年 月 日		総括監督員 主任監督員 監督員	印 印 印	業務代理人 主任技術者 担当技術者	印 印 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 20 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。 年 月 日		総括監督員 主任監督員 監督員		業務代理人 主任技術者 担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 22 号 (第 13 条関係)

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称					
打合せ場所					
打合せ年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 21 号 (第 13 条関係)

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称					
打合せ場所					
打合せ年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 23 号 (第 166 条関係)

土地買取調書

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

様式第 22 号 (第 166 条関係)

土地買取調書

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

別紙 1

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果品を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地区等の転写	転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写継続図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地籍測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表 (土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表 (建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係証明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係る場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		改葬の補償及び祭し料調査 算定要領参照
		墓地使用 (祭し) 者調査表		
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
履歴等聞き取り調査表				
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助 基準点の設置・ 境界測量・用地 境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
	境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) に適宜符合を付し、略図を記載するものとする。	
	面積計算	面積計算書		
用地実測図等の	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)	

別紙 1

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果品を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地区等の転写	転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写継続図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地籍測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表 (土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表 (建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係証明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係る場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		改葬の補償及び祭し料調査 算定要領参照
		墓地使用 (祭し) 者調査表		
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
履歴等聞き取り調査表				
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助 基準点の設置・ 境界測量・用地 境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
	境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) に適宜符合を付し、略図を記載するものとする。	
	面積計算	面積計算書		
用地実測図等の	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)	

	作成	用地平面図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)		作成	用地平面図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)	
		確定図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)			確定図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)	
		用地管理図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)			用地管理図	ポリエステル	規格 (0.9m×20m#300)	
		不動産調査報告書	別記様式1-1	別記1 不動産調査報告書記載要領参照			不動産調査報告書	別記様式1-1	別記1 不動産調査報告書記載要領参照	
		不動産調査報告書添付図面					不動産調査報告書添付図面			
第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2 土地評価業務処理要領参照		第5章 土地評価	位置図			別記2 土地評価業務処理要領参照
		同一状況地域の区分図					同一状況地域の区分図			
		標準地評価調書 (案)					標準地評価調書 (案)			
		標準地評価格等総括表	別記様式2-1-1				標準地評価格等総括表	別記様式2-1-1		
		同一状況地域の範囲及び状況	別記様式2-1-2				同一状況地域の範囲及び状況	別記様式2-1-2		
		その他 (添付書類等)	別記様式2-1-3				その他 (添付書類等)	別記様式2-1-3		
		標準地評価格算出表	別記様式2-1-4				標準地評価格算出表	別記様式2-1-4		
		試算価格算出表	別記様式2-1-5				試算価格算出表	別記様式2-1-5		
		標準地画地図	別記様式2-1-6				標準地画地図	別記様式2-1-6		
		取引事例地画地図	別記様式2-1-7				取引事例地画地図	別記様式2-1-7		
		地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10				地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10		
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8				個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8		
		比準調書 (案)					比準調書 (案)			
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8				個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8		
		残地補償額算定調書 (案)	別記様式2-3-1				残地補償額算定調書 (案)	別記様式2-3-1		
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2				残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2		
		残地補償額算定表	別記様式2-3-3				残地補償額算定表	別記様式2-3-3		
		残地補償額算定表 (一体評価用)	別記様式2-3-4				残地補償額算定表 (一体評価用)	別記様式2-3-4		
		その他必要とする書類	別記様式2-3-5				その他必要とする書類	別記様式2-3-5		
第6章 建物等の調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		建物雑料算定要領参照		第6章 建物等の調査	配置図			建物雑料算定要領参照
		平面図					平面図			
		立面図					立面図			
		屋根伏図					屋根伏図			
		建築設備位置図					建築設備位置図			
		その他必要とする図面					その他必要とする図面			
		木造建物調査表					木造建物調査表			
		木造建物数量計算書 (外壁)					木造建物数量計算書 (外壁)			
		木造建物数量計算書 (内壁)					木造建物数量計算書 (内壁)			
		木造建物数量計算書 (床・天井)					木造建物数量計算書 (床・天井)			
		木造建物数量計算書 (建具)					木造建物数量計算書 (建具)			
		木造建物数量計算書 (その他)					木造建物数量計算書 (その他)			
		木造建物建築直接工事費計算書					木造建物建築直接工事費計算書			
		建物雑料算定表					建物雑料算定表			
		木造建物解体直接工事費計算書					木造建物解体直接工事費計算書			
						非木造建物	建物概要			建物雑料算定要領参照

		木造建物解体直接工事費計算書					
	非木造建物	建物概要		建物雑材算定要領参照			
		配置図					
		平面図					
		断面図					
		杭地業想定設計図					
		根切想定設計図					
		上部く体現状図					
		立面図					
		仕上表					
		面積表					
		建具表					
		建築設備表					
		その他必要とする図面					
		工事内訳明細書総括表					
		工事工程表					
		種目内訳、中科目内訳、細目内訳					
		建物雑材算定表					
	機械設備	機械設備位置図		機械設備調査算定要領参照			
		電気設備図					
		配管設備図					
		機械基礎図					
		パソコン・ユーター設備図					
		その他必要とする図面					
		機械設備調査表					
		機械設備算定内訳書					
		機械設備直接工事費明細書					
		機械設備掘付工数等計算書					
		機械設備重般台数計算書					
		機械設備見積比較表					
	生産設備	必要とする図面					
		調査表及び算定書					
	附帯工作物	附帯工作物配置図		附帯工作物調査算定要領参照			
		附帯工作物の詳細図					
		その他必要とする図面					
		附帯工作物調査表					
		附帯工作物補償額算定書					
	庭園・墳墓・立竹木	必要とする図面					
		調査表及び算定書					
		墓碑類調査表					改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照
		立竹木調査表					立竹木調査算定要領参照
		立竹木補償額算定表					
	照応建物の詳細設計	必要とする図面					
		計画概要表(検討資料)			様式第10号の1		

		立竹木調査表		立竹木調査算定要領参照			計画概要表	様式第10号の2	
		立竹木補償額算定表					計画概要比較表	様式第10号の3	
	照応建物の詳細設計	必要とする図面					面積比較表	様式第10号の4	
		計画概要表(検査資料)	様式第10号の1				事業概要説明書		営業補償調査算定要領参照
		計画概要表	様式第10号の2				設備・機械器具調査表		
		計画概要比較表	様式第10号の3				生産及び販売実績調査表		
		面積比較表	様式第10号の4				受注又は顧客動向調査表		
第7章 営業その他の調査	営業に関する調査	営業調査総括表	様式第11号の1 様式第11号の2	別記4 営業調査算定要領参照			在庫率及び回転率調査表		
		事業概要説明書					得意先喪失調査表		
		従業員調査表	様式第11号の3				移転広告費調査表		
		設備・機械器具調査表					営業の権利調査表		
		生産及び販売実績調査表					固定資産及び流動資産調査表		
		受注又は顧客動向調査表					業種別算定(1)製造業	別記様式4-1-1	
		在庫率及び回転率調査表					業種別算定(2)卸・小売業	別記様式4-1-2	
		得意先喪失調査表					業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式4-1-3	
		移転広告費調査表					業種別算定(4)建設業	別記様式4-1-4	
		営業の権利調査表					営業補償金額総括表	別記様式4-2	
		固定資産及び流動資産調査表					事業所及び営業概況書		
		仕入先調査表	様式第11号の4				営業補償方法認定書		
		業種別算定(1)製造業	別記様式4-1-1				移転工法別経済比較表	別記様式4-3	
		業種別算定(2)卸・小売業	別記様式4-1-2				認定収益額算定表	別記様式4-4	
		業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式4-1-3				固定的経費内訳表	別記様式4-5-1	
		業種別算定(4)建設業	別記様式4-1-4				固定的経費付属明細表	別記様式4-5-2	
		営業補償金額総括表	別記様式4-2				固定資産の売却損補償内訳表	別記様式4-6	
		事業所及び営業概況書					人件費内訳表	別記様式4-7	
		営業補償方法認定書					移転広告費内訳表	別記様式4-8	
		移転工法別経済比較表	別記様式4-3				移転工法表		
		認定収益額算定表	別記様式4-4				損益計算書比較表	別記様式4-9	
		固定的経費内訳表	別記様式4-5-1				その他必要とする資料		
		固定的経費付属明細表	別記様式4-5-2						
		固定資産の売却損補償内訳表	別記様式4-6						
		人件費内訳表	別記様式4-7						
		移転広告費内訳表	別記様式4-8						
		移転工法表							
		損益計算書比較表	別記様式4-9						
		その他必要とする資料							
	居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第12号の1	自家・家主			居住者調査表	様式第11号の1	自家・家主
		居住者調査表	様式第12号の2	借家・借間			居住者調査表	様式第11号の2	借家・借間
第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第13号				消費税等調査表	様式第12号	
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第14号の1				企業概要書	様式第13号の1	
		配置図					配置図		
		平面図					平面図		
		立面図					立面図		
		矩計図					矩計図		
		移転工法案検閲概要書(企業概要)					移転工法案検閲概要書(企業概要)		
		移転工法(計画)案検閲概要書					移転工法(計画)案検閲概要書	様式第13号の2	
		移転工法(計画)各案の比較表					移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3	
		計画概要表(検査資料)					計画概要表(検査資料)		
		計画概要表					計画概要表		
		面積比較表					面積比較表		
		補償額算定調査書					補償額算定調査書		

		矩計図			第10章 移転工法の 検討	移転工法	企業概要書	様式第13号の1	
		移転工法案検討概要書(企業概要)					配置図		
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第14号の2				平面図		
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第14号の3				立面図		
		計画概要表(検討資料)					矩計図		
		計画概要表					移転工法案検討概要書(企業概要)		
		面積比較表					移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2	
		補償額積算調書					移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3	
第10章 移転工法の 検討	移転工法	企業概要書	様式第14号の1				計画概要表(検討資料)		
		配置図					計画概要表		
		平面図					計画概要比較表		
		立面図					面積比較表		
		矩計図					補償額積算調書		
		移転工法案検討概要書(企業概要)							
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第14号の2						
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第14号の3						
		計画概要表(検討資料)							
		計画概要表							
		計画概要比較表							
		面積比較表							
		補償額積算調書							
第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表							
第12章 補償説明	補償説明	説明資料							
		補償説明記録簿	様式第15号						
第13章 事業認定申 請図書等の 作成	事業認定図書の作 成 事前相談用資料の 作成 裁決申請図書の作 成 明渡裁決申立図書 の作成 説明会の準備	事業認定申請図書(案)		別記5事業認定申請図書作 成要領参照			事業認定申請図書(案)		別記5事業認定申請図書作 成要領参照
		事前相談用資料					事前相談用資料		
		本申請図書					本申請図書		
		裁決申請図書					裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書					明渡裁決申立図書		
		審理及び現地調査並びに説明会における配 付資料等					審理及び現地調査並びに説明会における配 付資料等		
第14章 地盤変動影響調 査	地盤変動影響調 査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照			建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照
		建物等調査書					建物等調査書		
		損傷調査書					損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書					建物等の費用負担額算定書		
第15章 管理担当課 への引継図 書の作成		転写原図					転写原図		
		転写図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)			転写図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)
		転写連続図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)			転写連続図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)
		用地実測図等	ポリエステルシー ト				用地実測図等	ポリエステルシー ト	
		土地買取調書		様式第23号			土地買取調書	様式第22号	
第16章	写真台帳作成	写真台帳					写真台帳		
							写真撮影方向図		
第17章 土地調書及 び物件調書		土地調書					土地調書	様式15号	
		物件調書					物件調書	様式16号	
第10章 移転工法の 検討	移転工法	企業概要書					企業概要書	様式第13号の1	
		配置図					配置図		
		平面図					平面図		
		立面図					立面図		
		矩計図					矩計図		
		移転工法案検討概要書(企業概要)					移転工法案検討概要書(企業概要)		
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第14号の2				移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2	
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第14号の3				移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3	
		計画概要表(検討資料)					計画概要表(検討資料)		
		計画概要表					計画概要表		
		計画概要比較表					計画概要比較表		
		面積比較表					面積比較表		
		補償額積算調書					補償額積算調書		
第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表					再算定又は再調査に関する調査・算定表		
第12章 補償説明	補償説明	説明資料					説明資料		
		補償説明記録簿	様式第14号				補償説明記録簿	様式第14号	
第13章 事業認定申 請図書等の 作成	事業認定図書の作 成 事前相談用資料の 作成 裁決申請図書の作 成 明渡裁決申立図書 の作成 説明会の準備	事業認定申請図書(案)		別記5事業認定申請図書作 成要領参照			事業認定申請図書(案)		別記5事業認定申請図書作 成要領参照
		事前相談用資料					事前相談用資料		
		本申請図書					本申請図書		
		裁決申請図書					裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書					明渡裁決申立図書		
		審理及び現地調査並びに説明会における配 付資料等					審理及び現地調査並びに説明会における配 付資料等		
第14章 地盤変動影響調 査	地盤変動影響調 査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照			建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照
		建物等調査書					建物等調査書		
		損傷調査書					損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書					建物等の費用負担額算定書		
第15章 管理担当課 への引継図 書の作成		転写原図					転写原図		
		転写図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)			転写図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)
		転写連続図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)			転写連続図	ポリエステルシー ト	規格(0.9m×20m#300)
		用地実測図等	ポリエステルシー ト				用地実測図等	ポリエステルシー ト	
		土地買取調書		様式第23号			土地買取調書	様式第22号	
第16章	写真台帳作成	写真台帳					写真台帳		
							写真撮影方向図		
第17章 土地調書及 び物件調書		土地調書					土地調書	様式15号	
		物件調書					物件調書	様式16号	

写真台帳の 作成		写真撮影方向図		
第17章 土地調書及 び物件調書	土地及び物件調 書作成	土地調書	様式16号	
		物件調書	様式17号	